

# 日刊 動労千葉

84. 3. 27

No. 1900

## 国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
（鉄電）二九三五（六・公衆）〇四七二（22）七二〇七

# 国鉄・三里塚で3・24集会 中曽根を打倒しよう

「3・24三里塚」は、一万四千名余の大結集によって画期的勝利をかちとり、二期阻止―空港廃港にむけた巨大な展望を切り拓いた。とりわけ「60・3」に唯一、実力決起し「3・24」を「過員」―15万人首切り―「分割・民営化」攻撃と対決し闘うための出発点と位置付け、全力をあげた取り組みを展開した動労千葉は、三たびの5割動員を実現しぬき、組織力・団結力を内外に誇示した。この力をバネに、国鉄・三里塚決戦の勝利にむけ断固として闘いぬかなければならない。本号では「3・24三里塚全国総決起集会」における、動労千葉・中野委員長と反対同盟農民の決意表明を紹介します。  
（『日刊』編集委員会）

## 二期着工粉砕！ 三里塚の勝利なくして国鉄労働者の勝利はない―中野委員長の決意

塚 国鉄をめぐる状況は、三里塚と同様に決戦状態を迎えている。今年、国鉄当局三と監理委員会は、現在30万人いる国鉄労働者を5年後には十八万八千人、実に十万人以上の労働者を切り捨てると発表し、あらゆる攻撃をかけてきている。その出発点として「60・3」ダイ改で乗務員に営対する大変な攻撃をかけてきた。民 国鉄労働運動をめぐる状況は、労働者の仮面をかぶり、当局の手先となって国割鉄労働者を背後から襲う動労「本部」革分マルや、敵の攻撃に右往左往する国労指「導部」が「60・3」を後景化させるなかで、動労千葉は組織をあげて48時間の安全確認行動に決起し貫徹した。30万国鉄労働



決意表明にたつ中野委員長

者との与望を一身にうけた闘争は、ささやかではあるが決戦場裏にむかう闘いの出発点と位置付け、千二百の総意を結集し、一糸乱れぬ闘いとして打ち抜いた。はつきりしたことは、正しい路線と決意と団結をもって決起すれば確実に敵を震撼させ、同時に味方を団結させるといふことだ。予測される敵しい状況の中で、これが階級闘争の本当の姿であり、国鉄労働運動解体攻撃と対決し勝利することなしに未来がないことを確認し、さらに断固として闘いぬく。三里塚闘争も同じである。三里塚、国鉄という日本の未来を担う両戦線において、中曽根を揺さぶり打倒することは可能だ。三里塚の闘いと国鉄労働者の闘いが結びついたときに全人民を獲得し、未来を切り拓くことができ。動労千葉は20年にわたって労農連帯の絆を強めてきた。この関係をさらに打



満場の拍手に迎えられて、動労千葉530名を先頭に1,000名の国鉄労働者隊列が入場。

## 基本原則をまげず 闘う農民の決意

ち固め、三里塚闘争を絶対に勝利させる。動労千葉は「60・3」闘争の中から「3・24」の組織化を開始し、三たびの5割動員をかちとった。三里塚の勝利なくして国鉄労働者の勝利はないとの確信のもとに、今後も断固闘いぬく。



いつものようにお孫さんと共に壇上にたつ島村初枝さん。その右は、司会をつとめる島村不二子さん。

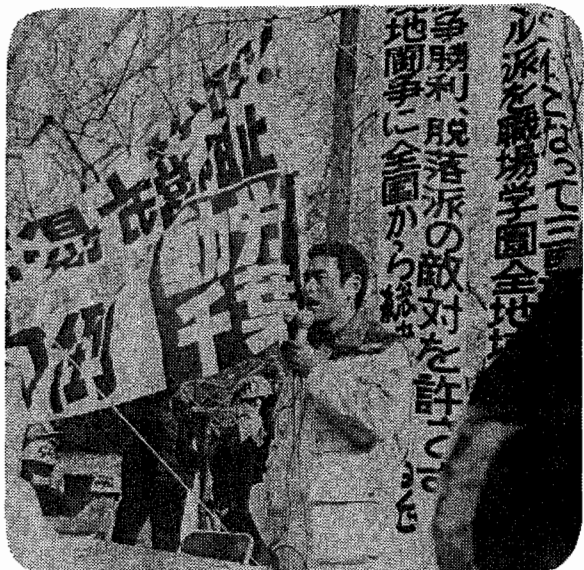
婦人行動隊・島村初枝さん  
4月から始まるうとしてる辺田部落  
（裏面につづく）

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！

の用水攻撃「9・16東峰十字路裁判」被告への重刑攻撃は絶対許せない。大木よねが身体をはって闘った体験に学び、忍草母の会のように全力をつくして敵権力に突進する決意です。

東峰裁判被告・秋葉義光さん

10年の求刑は、私個人への求刑ではなく、三里塚を闘うすべての人への攻撃だ。重刑求刑粉碎は、三里塚の勝利なくしてありえない。  
われわれ3名は第2、第3の9・16を上回る闘争で勝利していく。



秋葉 義光さん



市東 東市さん

敷地内農民・市東東市さん

第一公園を埋めつくした大結集は、日帝・公団の4月本格着工策動に痛打を浴びせたことを確認しよう。どのような攻撃があっても、一切の話し合いを拒否し、農地死守、実力闘争を最後まで貫き、空港廃港まで闘う。われわれは、日々勝利している。日帝・権力を圧倒している。いまこそもてる一切の力を結集し勝利にむかって闘わねばならない。

萩原亀二さん



自主耕作委員会・萩原亀二さん  
二期着工の基礎となる自主耕作地破壊と徹底的に闘いぬき、必ずや粉碎する。

青年行動隊・宮本 衛さん

4月二期全面着工を実力で阻止する。東峰裁判3被告を守り、正義を貫いて闘う。  
反対同盟の基本原則を守り、これにのっとって農地死守、実力闘争で闘いぬく。

宮本 衛さん



年度末手当妥結

(3/26 23時)

一九八四年度の年度末手当について

- (1) 支払範囲……一九八五年三月三十一日現在職員
- (2) 支払額……基準内賃金(婚姻加算を除く)の0.3月分
- (3) 支払日……一九八五年四月四日以降準備でき次第
- (4) その他の取扱い……従来と同様